

地域包括支援センター運営法人の公募について

1 背景

- 地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、地域包括支援センターの機能強化が求められている。
- 高齢化の進展とセンターの認知度の向上に伴い相談件数が増えているが、近年は、他機関との連携を要する事例や、金銭管理など、相談内容が複雑化、長期化しており、業務の負荷が増大している傾向にある。

2 これまでの経過

平成30年度第3回地域介護サービス運営協議会において、地域包括支援センター運営体制検討部会を設置し、地域包括支援センターのあり方について検討を行ってきた。部会において、地域包括支援センター運営法人の公募の導入についても検討し、令和元年度第1回運営協議会において公募の導入が承認された。

3 地域包括支援センターの方向性に関する検討内容

(1) 地域包括支援センター運営法人の公募の導入について

契約における公平性の確保のほか、定期的な評価により、サービスの一定の質の担保を図るため、令和3年度の第8期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から、運営法人の公募を導入する。

公募の実施に当たっては、既存の受託法人は活動状況の評価結果を基に加点（あるいは減点）を行い、公平性とサービスの一定の質を担保する。

(2) 地域包括支援センターの体制強化について

全体的に業務量が増えており、全地域包括支援センターの底上げが必要だが、中でも、「独居高齢者人口」「高齢者のみ世帯」「小学校区数」の多い圏域は、特に業務の負荷が多いと考えられるため、優先的に体制の強化を図る。

令和3年度以降の地域包括支援センターの機能拡充の実施に向け、令和2年度に、人員増と窓口の増設を2圏域で実施し、機能強化の検証を行う。

(3) 基幹型包括支援センターの今後の方向性について

総合調整機能など役割の明確化や、地域包括支援センターへの支援が求められている状況から、「総合調整機能の強化」「区全体のネットワークづくりの強化」「地域包括ケアシステム推進における重点分野の施策の推進」の3つの機能について基幹型包括支援センターの役割を強化していく。